

件名

金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号の規定に基づき、金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和六年十二月二十五日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p>「一〇三 略」</p> <p>四 日本 Alternative Market 株式会社が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織</p>	改正前	<p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			